

特記仕様書

町道 587・588 号線 箕輪町 木下城山

1. 本業務は狭あい道路整備等促進事業のための測量設計業務委託である。町道 587・588 号線箕輪町 木下城山における業務委託に適用する。本特記仕様書、公共測量作業規定、長野県公共測量作業規定のほか長野県公式ホームページにある共通仕様書を基準書とする。
(参考 <http://www.pref.nagano.lg.jp/doboku/gikan/system/shiyou/shiyosyo-sokusetsu.htm>)
工事実施内容については、狭あい道路を道路幅員 W=4.0m以上にするを予定している
ので、本工事遂行を目的とする測量を実施されたい。
2. 履行期間は道路詳細設計業務を含み入札公告のとおりとしているが、地元区、隣接地権者、他関係機関との打合せ・協議をしながら作業を実施するので予め承知のこと。
詳細の工程については、第1回打合せ時に説明します。
3. 調査対象地域は、別図のとおりである。
4. 業務内容については次のとおりとする。
なお、作業実施前に必ず業務計画書を提出されたい。(提出前の作業開始はいかなる理由があっても認めない)

「測量業務」

- (1) 4 級基準点測量 3 点
- (2) 作業計画 (打合せ・協議)
作業計画は、路線測量に必要な状況を把握し、路線測量の細分ごと作成する。(作業内容の把握、資料の収集、作業方法、作業工程、作業班編成、使用機器、安全管理)
本業務を遂行するのに必要な作業計画・資料準備を行うものである。打合せについては当初・中間・最終の最低3回とする。
実施後は速やかに打合せ記録簿を作成し、承認を得ること。
- (3) 現地踏査
測量箇所について、作業前に現地を確認する作業である。測量支障物件、付近の現況等について確認を行うこと。必要に応じて現地随行のうえ説明します。
- (4) 現地測量
施工予定地について、縮尺 1/250 又は 1/500 の平面図を作成する。
- (5) 線形決定
- (6) 中心線測量
主要点及び中心点を現地に設置し、線形地形図を作成する。
- (7) 仮BM設置測量
縦断測量及び横断測量に必要な水準点を現地に設置する。
- (8) 縦断測量
中心杭等の標高を定め、縦断面図を作成する。測点間隔は 20mを基本とするが、変化点についても追加のうえ測量すること。
- (9) 横断測量
中心杭等を基準にして地形の変化点等の距離及び地盤高を定め、横断面図を作成する。測量幅員は概ね 45m未満、測点間隔は 20mを基本とするが、変化点についても追加のうえ測量すること。既設構造物の位置・高さ・幅等には特に注意すること。

「設計業務」

同時発注の路線測量結果に基づき、側溝等の各種構造部他の設計を含めた詳細設計を実施するものとする。補修を含め、経済性・施工性等を十分比較検討し、工法決定をすること。地元住民・隣接土地所有者等に設計案を提示し、協議することになっているので、予め承のこと。

- (1) 設計計画及び施工計画
業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する。
 - (2) 平面・縦断設計
平面図に基づき、車道部・車道端の線形に合わせ、構造物、用排水路、排水流向などについて、その断面、位置、取り合いなど必要な全ての設計を行う。実測縦断により、20m毎の測点及び変化点について路面の高さ及び車道の高さと整合を測り計画高を設計する。
 - (3) 横断設計
実測横断図に基づき、縦断図と同一地点において計画高または現道高より先に決定または与条件として与えられた幅員に対し、水路、縁石、側溝などの位置、取り合い及び幅杭位置等を横断計画に必要な全ての構造物を設計する。
 - (4) 道路付帯構造物・小構造物設計
原則として応力計算を必要とせず、標準設計図集等から設計できる石積擁壁またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅2m以下又は高さ1.5m以下）、集水柵、防護柵工、取付道路（延長10m未満）、階段工（高さ3m未満）等の設計（取り合い等）を行う。ただし、土留擁壁については安定計算及び応力計算を要する。
 - (5) 仮設構造物・用排水設計
既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水システムの計画、流量計算、用排水路構造物の計上等について設計を行い、排水系統図を作成する。
 - (6) 設計図
実測図（平面・縦断・横断面図）を基に、平面図、縦断図、標準横断図、横断図、詳細図を作成する。各種撤去取壊図含む。
 - (7) 数量計算
決定した詳細設計に対して、数量算出要領に基づき、各工種毎に数量を算出する。
 - (8) 照査
現地状況・基礎情報の収集等の確認、地形、地質等が設計に反映されているかの照査、設計方針・設計手法・設計図・概算工事費の適切性・整合性の照査等を行う。
 - (9) 報告書作成
設計業務成果概要書等のとりまとめを行う。
 - (10) 打合せ協議
打合せについては最低2回とする。
実施後は速やかに打合せ記録簿を作成し、承認を得ること。
5. 本業務実施にあたり、関係地権者及び地元区へ測量実施の通知を配布するので、実施時期について協議を行うこと。民地へ立ち入る場合で、所有者等が居る場合は必ず声をかけ身分を明示すること。名札等着用のこと。
6. 成果品提出時においては、社内でチェックを行い、ミス等のないようにすること。
各測量成果については、公共測量作業規程等に基づき精度管理を行うこと。
7. 報告書は次のとおりとする。
- 1) 規格
A4版ファイルとする。(図面折込)
 - 2) 提出部数
成果品2部、保存媒体（CD-R等）1枚を基本とする。

その他詳細については、打合せ時に協議のこと。
保存媒体には全ての写真、文書、数量表（マイクロソフト エクセルデータ）、CADデータ（JWW等）及びPDF変換データ等を保存して提出のこと。
(一般のパソコンで容易に作業できるものとする)
測量・設計・境界確認を含めた納品とすること。